

八健介第1791号

平成28年2月10日

指定居宅介護支援事業所 管理者様

八尾市健康福祉部
介護保険課長

居宅介護支援費の算定における特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の範囲について

平成27年度介護報酬改定により、居宅介護支援費における特定事業所集中減算につきましては、平成27年度後期(平成27年9月1日から平成28年2月29日まで)の判定期間から適用要件が変更となり、減算の適用割合を現状よりも引き下げるとともに、対象サービスの範囲については限定を外されたところです。

このことに伴い、下記の特定事業所集中減算に係る「正当な理由」のうち「④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」を正当な理由とする場合、八尾市におきましては各個別のケースが正当な理由に該当するかどうか適正に判断いたします。つきましては取り扱いを別紙1のとおり定め、平成27年度後期から適用することとしたので通知します。

平成27年度後期分の特定事業所集中減算チェックシートの作成にあたり、別紙2のとおり正当な理由④のために紹介率が80%を超えた場合は、正当な理由に該当するかどうかの判定を受けるために必要書類を介護保険課へ提出してください。

下記期日までに提出いただいた分については3月9日までに各事業所へ結果通知を発送いたします。

各指定居宅介護支援事業所におかれましては、期限が差し迫っており、誠に申し訳ございませんが、制度の理解、運用に十分留意していただきますようお願い申し上げます。

記

<特定事業所集中減算の「正当な理由」>

- ①居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域にサービス事業所が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。
- ②居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合。
- ③居宅介護支援事業所の判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画うち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合。
- ④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

※④以外の正当な理由の取り扱いについては福祉指導監査課へお問い合わせください。

<紹介率が80%を超える正当な理由が上記④とする場合は必要書類を提出してください>

1. 必要書類：別紙2参照
2. 提出先：八尾市介護保険課
3. 提出期限：2月26日(金)

八尾市介護保険課
電話：072-924-9360
給付担当